

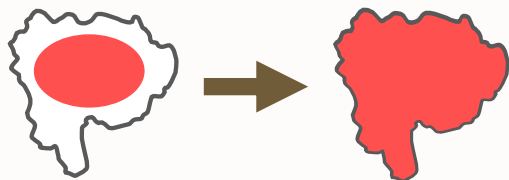


建築基準法改正で 何が変わる？ @山梨県

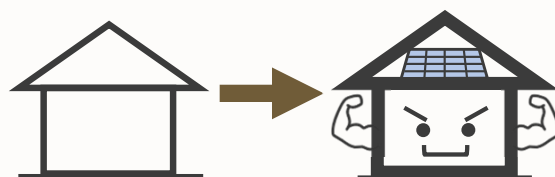
2025
4/1~



建築確認申請が
必要な**地域**が
拡大されます



壁量・柱の小径
について**基準**が
見直されます



建築確認申請時に
調査書の**添付**が
必要となります



【問い合わせ先】

県土整備部 建築住宅課 建築審査担当

TEL : 055-223-1735 / FAX : 055-223-1736

中北建設事務所 建築課

TEL : 055-224-1674 / FAX : 055-224-1780

峡東建設事務所 都市計画・建築課

TEL : 0553-20-2718 / FAX : 0553-20-2719

峡南建設事務所 都市計画・建築課

TEL : 055-240-4133 / FAX : 055-240-4134

富士・東部建設事務所 都市計画・建築課

TEL : 0554-22-7817 / FAX : 0554-22-7855

詳しくは
裏面へ!!





建築確認申請が必要な地域が拡大されます

令和7年3月31日まで



木造等
平屋建て等

木造等
2階建て

令和7年4月1日以後に工事着手する



木造平屋建て等
(延べ面積 $\leq 200\text{m}^2$)



木造平屋建て等
(延べ面積 $> 200\text{m}^2$)



木造等
2階建て

都市計画
区域内

必要

必要

必要

都市計画
区域外

不要

不要

必要



壁量・柱の小径について基準が見直されます

※対象: 2階建て以下・高さ16m・延べ面積 300m^2 以下の木造建築物

方法①

建築物の荷重の実態に応じて、算定式により必要な壁量・柱の小径を算定

方法②

早見表により、簡易に必要な壁量・柱の小径を確認

方法③

構造計算により、安全性を確認



建築確認申請時に調査書の添付が必要となります

建物を計画する前に重要なのは、**事前調査**です。

現地調査(道路や敷地境界、敷地内外の状況等)を十分に行うとともに、地域・地区の指定状況等も併せて調査確認し、右図調査書を作成してください。

なお、調査書の様式は山梨県ホームページからダウンロードができます。

詳しくは「事前調査書」で検索してください。

※これらの調査の結果、疑義や不明な点がある場合は、計画地を所管する建設事務所や市町村等に確認してください。

詳しくはホームページをご覧ください🔍

・国土交通省「令和4年改正 建築基準法について」

URL: https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_kenchikukijunhou.html

